

〇〇町(村)議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する 規程(例)の説明

(趣旨)

第一条 この規程は、〇〇町(村)議会会議規則(昭和〇年〇月〇日〇〇議会規則第〇号。以下「会議規則」という。)に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

本条は、この規程の趣旨について定めるものである。

この規程(例)の題名を「〇〇町村議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」としたように、この規程は会議規則等のデジタル化についてのみ規定するものである。

なお、「会議規則に規定する通知、作成、保存等をデジタル化する場合について、必要な事項を定めるものとする。」としているが、「通知、作成、保存等」の「等」は、この規程においては、会議規則に規定する通知、作成、保存だけではなく、会議規則に定められていないが地方自治法の規定により議長が行うこととされている手続(法第二百三十三条第四項の長への会議録提出)及び地方自治法施行規則第十二条の二の七第二号及び第十二条の二の九の規定により議長に委任されている手続(法第一百三十七条の欠席議員への招状の発出)のデジタル化についても規定するため「等」としたものである。

(定義)

第二条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

本条は、この規程で使用する用語の定義を定めるものである。

第一項は、この規程で使用する用語の意義は会議規則で使用する用語の例とすることを規定する。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

- ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明すること
その他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために
運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名
- ニ 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して通知を行う
者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれ
らの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(議会等の使用に係る
電子計算機(会議規則第二百二十九条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下同
じ。)において識別できるものに限る。)であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十二条の二第一項及び第三項の規
定に基づき登記官が作成したもの
 - ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したも
の
 - ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十
四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書
 - ニ その他議長が定めるもの

第二項は、会議規則では使用されていない用語である電子署名と電子証明書を定義するものである。第一号の電子署名及び第二号の電子証明書の用語は各号に定めるものとするを規定する。

本項の規定は、「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」及び「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」を参照している。

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第三条 会議規則第二百二十九条の二第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本条は、会議規則第二百二十九条の二第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織について定めるものである。

議長が定める電子情報処理組織(いわゆる「オンラインシステム」)のこと。以下この資料では併記)とは、議会等と議会等に対して通知を行う相手との電子計算機(いわゆる「コンピュータ」)のこ

と。以下この資料では併記)が電気通信回線(いわゆる「オンライン」)のこと。以下この資料では併記)でつながっている電子情報処理組織(オンラインシステム)であることを定めている。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第四条 会議規則第二百二十九条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

本条は、会議規則第二百二十九条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する通知について定めるものである。

第一項は、電子情報処理組織(オンラインシステム)を使用して議会等に通知を行う者は、議長が指定する電子計算機(コンピュータ)のファイルに記録すべき事項又はその通知を文書で行うときに記載する内容を電子計算機(コンピュータ)から入力して通知しなければならないことを定めている。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第二項は、「前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。」としているが、これは、原則として、オンラインシステム(電子情報処理組織)を利用して議会等に対して通知する際には電子署名を行わなければならないこと、議会等に通知を行う者が議員以外の者であるときは、電子証明書と併せて送信しなければならないことを定めている。

議会等に対する通知については、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則では、電子証明書の添付を求めているが、①議員から議会等への通知は議会内部の手続であり住民等からの通知をはじめとする議会外部からの通知と必ずしも同様の方法とする必要はないこと、②議員は特定されており本人確認の程度は常に電子証明書

を要する必要はないこと、③電子証明書の添付を要しない立会人型電子署名もデジタル手続法上の電子署名に当たり、十分な本人確認が可能なこと等に鑑み、議員にあっては電子証明書の添付を要しないこととした。

なお、ただし書により、議会等に対して通知を行うに当たり、電子署名、電子証明書によらない方法を定めることも可能である。この方法としては、電子メール(事前にアドレスを登録し限定)、グループウェア・クラウドサービスの利用(アカウントによる管理)、執行部の電子申請システムの活用などが考えられるが、各議会の実情に応じ議長が定めることになる。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第五条 会議規則第二百二十九条の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本条は、会議規則第二百二十九条の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織について定めるものである。

会議規則第二百二十九条の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織(オンラインシステム)は、議会等と議会等が通知する相手とのお互いの電子計算機(コンピュータ)が電気通信回線(オンライン)でつながっているものとなることを定めている。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第六条 議会等は、会議規則第二百二十九条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

本条は、会議規則第二百二十九条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法による議会等からの通知について定めるものである。

議会等は、電子情報処理組織(オンラインシステム)を使用して通知するときは、文書等を行う内容を議会等の電子計算機(コンピュータ)のファイルに記録しなければならないことを定めている。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第七条 会議規則第二百二十九条の二第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

本条は、会議規則第二百二十九条の二第二項ただし書の電子情報処理組織を使用する方法により議会等からの通知を受ける旨の表示方法について定めるものである。

電子情報処理組織(オンラインシステム)を使用して通知を受けるときは、第一号の電子情報処理組織(オンラインシステム)を使用して行う識別符号(ID、パスワード)か第二号の議長が定める届出(例えば電子メールアドレスなどが想定される。)のいずれかの方式になることを定めるものである。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第八条 会議規則第二百二十九条の二第四項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

本条は、会議規則第二百二十九条の二第四項に規定する電磁的記録に記録された事項を表示する方法について定めるものである。

会議規則第二百二十九条の二第四項に規定する議長が定める方法は、タブレット端末等を利用してクラウド上にアップロードして議員に配布する方法(いわゆる文書共有システム)における配布(通知)の到達時点の規定だが、電磁的記録に記録された事項を表示する方法については、クラウド上にアップロードされた事項を打ち出して紙面又は映像面に表示(タブレットやパソコンの画面)する方法となることを定めるものである。

(配布に係る電子情報処理組織)

第九条 会議規則第二百二十九条の二第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本条は、会議規則第二百二十九条の二第四項に規定する配布に係る電子情報処理組織について定めるものである。

配布に係る電子情報処理組織(オンラインシステム)は議会と受け手との電子計算機(コンピュータ)が電気通信回線(オンライン)でつながっているものとなることを定めるものである。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十条 会議規則第二百二十九条の二第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であ

って議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

本条は、会議規則第二百二十九条の二第五項の規定にする氏名又は名称を明らかにする措置について定めるものである。

電子署名又は議長の指定する方法(第四条第二項ただし書に規定する措置)により当該通知を行った者を確認することとなることを定めるものである。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一条 会議規則第二百二十九条の二第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- 二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

本条は、会議規則第二百二十九条の二第六項の通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合について定めるものである。

会議規則第二百二十九条の二第六項は部分オンライン(全てをオンラインで行うことが困難な場合)についての規定だが、同項に規定する議長が定める場合は、第一号の対面により本人確認をすべき事情がある場合と第二号の文書等の原本確認が必要な場合となることを定めるものである。

(電磁的記録による作成等)

第十二条 議会等は、会議規則第二百二十九条の三第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

本条は、会議規則第二百二十九条の三第一項の電磁的記録による作成等について定めるものである。

電磁的記録で作成するときは、文書等で作成するときと同じ内容で電子計算機(コンピュータ)に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(磁気ディスク、USB メモリ、SD カードなど)をもって調製する方法により作成等を行うものとするを定めるものである。

(準用等)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百十八条第六項(同法第二百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。)、第百二十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条から第十一条までの規定を準用する。

本条は、準用等について定めるものである。

第一項は、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百十八条第六項(同法第二百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。)、^{投票の効力に関する異議 議員の資格決定}第百二十三条第四項及び第百三十七条の^{長への会議録提出 欠席議員への招状発出}規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条から第十一条までの規定を準用する。」と定めるものである。これは、電子情報処理組織(オンラインシステム)を使用する方法により通知をする場合に必要事項を議会等が定めるとする地方自治法施行規則第十二条の二の七第二号及び第十二条の二の九の規定により、会議規則第三十二条第四項(投票の効力の異議に係る決定書の交付に係る規定)及び第百一条の二の規定((議員の資格決定に係る決定書の交付に係る規定))により委任されるオンライン化に当たり必要事項を手当し、併せて、議長から長への会議録の写しの提出について規定する法第百二十三条第四項及び議長から欠席議員への招状について規定する法第百三十七条のオンライン化を手当するものである。

なぜ準用？

法118条 (127条 準用を含む)…会議規則からの委任 = 「議長が定める」
123条 、137条…会議規則に規定がない

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第二百二十九条の二及び第二百二十九条の三の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第二百二十九条の二及び第二百二十九条の三の規定並びにこの規程の規定の例による。

第二項は、会議規則等には文書等と定められていないものの実際には文書等によって行っている手続のオンライン化も会議規則第二百二十九条の二及び第二百二十九条の三と本規程の規定の例によることを定めるものである。

本規程は、会議規則第二百二十九条の二及び第二百二十九条の三の規定によるオンライン化の具体的手続並びに会議規則に定められていないが地方自治法の規定により議長が行うこととき

れている手続(法第二百二十三条第四項の長への会議録提出)、地方自治法施行規則第十二条の二の七第二号及び第十二条の二の九の規定により議長に委任されている手続(法第一百三十七条の欠席議員への招状の発出)を対象とするものであるが、それ以外の文書等によることが求められていない会議規則の規定に基づく手続のオンライン化についても、本規程の規定の例によることが望ましいと考えられるため、第二項として設けるものである。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

本条は、委任について定めるものである。

この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織(オンラインシステム)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定めることとなる。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

附則は、この規程の施行日を定めるものである。

【規程(例)の表記に係る留意事項】

本規程(例)は、標準町村議会会議規則に合わせ、縦書きを想定した表記としているが、各団体において例規の取扱いとして横書きの表記を採用している場合は、号の一、二、三…は(1)、(2)、(3)…に、イ、ロ、ハ…は、ア、イ、ウ…に、漢数字は算用数字の表記に置き換えて用いること。